

## 松山大学学生の公欠に関する取り扱い規則

平成 14 年 4 月 1 日制定

(目的)

第 1 条 この規則は、公欠の取り扱いについて定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 公欠とは、第 4 条から第 11 条に定める項目に該当する事項により授業を欠席した場合をいう。

(公欠の取り扱い)

第 3 条 公欠は、欠席回数に含めない。

2 欠席回数と公欠回数の合計が総授業回数の 2 分の 1 を超えた場合、担当教員は、当該授業科目の単位認定を行わないことができる。

3 前項に定める総授業回数は、当該年度当初に予定された総授業回数又はみなし授業総回数（半期 15 回・通年 30 回）とする。

(忌引)

第 4 条 本学学生の 3 親等以内の直系者又は 2 親等以内の傍系者が死亡した場合は、別表の通り公欠として取り扱うことができる。

2 別表の日数に死亡日を含めるかどうかについては、当該学生の判断に委ねるものとする。

3 前各項の公欠に関する取り扱いは、教務部教務課が行う。

(教育実習・介護等体験・図書館実習等)

第 5 条 本学学生が教育実習・介護等体験又は図書館実習等に参加する場合は、当該実習期間の範囲内で公欠として取り扱うことができる。但し、実習場所が遠隔地のため往復に日数を要する場合は、教務部の長の判断により実習期間の前後 1 日を限度に公欠を認めることができる。

2 前項の公欠に関する取り扱いは、教務部教務課が行う。

(健康文化科目等の授業等)

第 6 条 健康文化科目等の授業中、大学が認定したゼミ旅行・ゼミ合宿中に発生した事故等により授業に出席することが不可能と医師が判断した場合は、その療養に要する期間の範囲内において公欠として取り扱うことができる。

2 前項の公欠に関する取り扱いは、教務部教務課が行う。

(就職試験)

第 7 条 本学学生の就職試験日当日及び内定式当日については、公欠として取り扱うことができる。

2 愛媛県松山市内及びその近郊が試験地の場合は、キャリアセンター事務部の長の判断により、試験当日の午前又は午後のみ公欠を認めることができる。

3 第 1 項の就職試験受験に際し、受験地が遠隔地のため往復に日数を要する場合は、キャリアセンター事務部の長の判断により、試験日当日の前後 1 日を限度に公欠を認めることができる。

4 内定による拘束日の公欠については、第 2 項、第 3 項と同様に扱う。

5 前項の公欠に関する取り扱いは、キャリアセンター事務部キャリアセンター課が行う。  
(自治会活動)

第8条 本学学生自治会に所属する公認団体（同好会以上）及びゼミナール連合協議会が公式試合の遠征又は文化活動に参加する場合は、当該年度内2回を限度に公欠として取り扱うことができる。

2 四国地区大学総合体育大会に参加する場合は、前項にかかわらず公欠として取り扱うことができる。

3 学生連盟主催の大会で全国大会に参加する場合は、第1項にかかわらず当該年度内2回を限度に公欠として取り扱うことができる。

4 前項にかかわらず全国大会（個人種目に限る）、国民体育大会、国際大会に選手として参加する場合は、その都度公欠として取り扱うことができる。

5 学生がそれぞれの競技で各種協会や連盟等からの派遣要請により、全国大会又は国際大会へ選手として出場する場合は、その都度公欠として取り扱うことができる。

6 学生がそれぞれの競技で各種協会や連盟等からの派遣要請により、競技補助員として国際大会に参加する場合は、その都度公欠として取り扱うことができる。

7 学生がそれぞれの競技で全国規模の協会や連盟等からの派遣要請により、強化合宿・遠征等に参加する場合は、その都度公欠として取り扱うことができる。

8 前各項に定める大会等に参加する場合の往復の日数については、外国で開催される国際大会を除いて、大会期間中の前後1日を限度に学生部の長の判断により公欠を認めることができる。

9 前各項に関する取り扱いは、学生部学生課が行う。  
(感染症等)

第9条 本学学生が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に定める感染症に罹り、隔離又は入院が必要と医師が判断した場合は、その療養に必要な日数の範囲内について公欠として取り扱うことができる。

2 前項に関する取り扱いは、学生部学生課が行う。  
(自然災害等)

第10条 自然災害等により、本学学生が現に居住している住居等の崩壊、住居等から本学までの通学手段が遮断された場合には、回復するまでの間の内必要な期間について、学生部の長の判断により公欠を認めることができる。但し、公的機関等の証明書を必要とする。

2 前項に関する取り扱いは、学生部学生課が行う。  
(その他)

第11条 第4条から第10条の項目以外で特に公欠として取り扱う必要が生じた場合は、その内容によって教務委員会、学生委員会又はキャリアセンター運営委員会に諮った上でこれを認めることができる。

2 前項に関する取り扱いは、前項の各委員会を所管する部署が行う。  
(改廃)

第12条 この規程の改廃は教務委員会、学生委員会及びキャリアセンター運営委員会の議を経て教学会議が行う。

附 則

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 4 月 1 日)

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 4 月 1 日)

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(2012(平成 24)年 4 月 1 日)

この規則は、2012(平成 24)年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (2013 (平成 25) 年 12 月 19 日)

この規則は、2014 (平成 26) 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (2018 (平成 30) 年 3 月 12 日)

この規則は、2018 (平成 30) 年 4 月 1 日から施行する。

別表

忌 引 日 数 表

死亡した者	日 数		摘要
	血 族	姻 族	
配 偶 者	5日		
1親等の直系尊属	(父母) 5日	2日	
1親等の直系卑属	(子) 5日	1日	
2親等の直系尊属	(祖父母) 3日	1日	
2親等の直系卑属	(孫) 1日		
2親等の傍系者	(兄弟姉妹) 3日	1日	
3親等の直系尊属	(曾祖父母) 1日		
3親等の直系卑属	(曾孫) 1日		

備考

- 1 生計を一にする姻族の場合は、血族にする。
- 2 いわゆる代襲相続の場合において祭具等の継承を受けた者は、1親等の直系血族(父母及び子)に準ずる。
- 3 葬祭のため遠隔地に赴く必要がある場合には、実際に要した往復日数を加算することができる。